

令和 8 年度 第 1 回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和 8 年 4 月 2 7 日

令和8年度 第1回定例総会議事録

1. 日 時 令和8年4月27日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市役所春日庁舎4階 大会議室

3. 出席者

○農業委員 (24名)

(柏原地域)	1番 亀井 昌一	2番 堀 巧	
(氷上地域)	3番 池田 将徳	4番 荻野 恭敏	5番 兼古 善明
	6番 平松 稔久	7番 福井 脩	8番 山本 浩子
(青垣地域)	9番 足立 篤夫	10番 足立 年一	11番 荻野 一喜
(春日地域)	12番 荻野 隆太郎	13番 小橋 季敏	14番 新才 泰則
	15番 婦木 克則	16番 細見 滋樹	
(山南地域)	17番 岸本 好量	18番 田中 幸治	19番 野垣 克己
	20番 和田 憲治		
(市島地域)	21番 荒木 嘉信	22番 荻野 広	23番 橋本 慶子
	24番 米田 豊		

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 非農地証明願承認について

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)

報告第 1 号 農地の形状変更届について

報告第 2 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 3 号 公共工事の届出について

報告第 4 号 農業経営改善計画の認定について (別冊)

5. 閉会

1. 開会

○議長 定刻より早いですが、皆様お揃いですので、会議を始めたいと思います。

ただいまより、令和8年度丹波市農業委員会第1回定例総会を開会いたします。

初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございました。

それでは、事務局から会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 失礼いたします。事務局です。

本日の定例総会の出席人数でございます。

在任委員24名全員の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを御報告いたします。

続きまして、議案書の取下げが1点ございます。

43ページを御覧ください。

議案第2号の農地法5条の番号4番の取下げです。44ページにかけまして、18筆ございます。他法令の書類不備によりまして、取下げとなりました。図面は48、49ページにございます。併せて削除になります。事務局からは以上となります。

○議長 事務局から報告がありましたように、取下げ案件でございますのでお願いします。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 それでは、日程3番議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号11番の荻野一喜委員、議席番号12番の荻野隆太郎委員、両委員よろしくをお願いいたします。

また、本総会の議事録は、後日作成しますので、署名押印をよろしくをお願いします。

4. 議事

～ 議案第1号 番号1番～番号33番 ～

～ 議案第2号 番号1番 ～

～ 報告第1号 番号1番 ～

～ 報告第2号 番号1番 ～

○議長 それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番、議案第2号、番号1番朗読

○議長 事務局から説明がございました。

今、説明がありましたように、議案第1号の番号1番と議案第2号の番号1番、共に拠点の

関係もございまして、併議で取扱いをさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 議案第1号の番号1番と議案第2号の番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は9ページに示しています。

譲受人は、図面に示しています当該地の道を挟んだ西側の土地を同一の譲渡人から取得し、一般個人住宅を新築する予定です。

利用計画は野菜です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

次に、議案第2号の番号1番は、売買により一般個人住宅として、利用するための申請です。図面は9ページに示しています。

申請地の農地区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道区域にあって、かつ概ね50メートル以内に教育施設と医療施設が存在するため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、ようお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

議案第1号の番号1番並びに議案第2号の番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見がないようですので、採決をとります。

議案第1号の番号1番について許可をすること、議案第2号の番号1番は許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第1号の番号1番は許可することとし、議案第2号の番号1番は許可相当と意見を付して進達することといたします。

続きまして、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号2番～番号8番、報告第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告ですが、まず番号2番につきまして、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 番号2番について、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号2番は、農地を贈与により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は10ページ

ージに示しております。

取得する農地の内1筆は野菜、もう一筆は水稻を作る予定になっております。

10ページの小さな農地は、1月の定例総会で申請承認をされました南側の農地と一緒に
なっております。

一緒に水稻を作る予定になっております。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常
時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認して
おります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、氷上地域委員会から番号3番、番号4番について、確認報告をお願いいた
します。

○委員 番号3番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号3番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、作付は水稻を
されます。図面は11ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要
件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号4番と報告第2号の番号1番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号4番は、親子間で農地を売買により相続したいというもので、図面は12ページに示し
ています。

譲受人の住所は市外となっておりますが、拠点となる住居を相続されるとのことで住居側で
は野菜、もう一方で柿や栗など果樹を作付される予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要
件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、両申請地とも、一部に農業用物置が既に建っており、譲受人が引き続き農業用物置と
して利用するため、同時に2アール未満の届出書を提出いただいています。

また、譲受人により経過書が提出されていますので、朗読させていただきます。

この度、申請地の2筆を取得するため、農地法第3条の許可申請をいたします。両筆には農
業用物置が既に設置されていることから、併せて農地法施行規則第29条第1項の届出をいた

します。本来、農地の転用には、事前に届出または許可申請を行った上で実施すべきであります。叔父が平成28年頃に無断で当該物置を設置したものとされます。今後も私が当該物置を農業用物置として引き続き利用するため、改めて届出を行うものです。何とぞ本届出を受理いただきますよう、お願いいたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番、報告第2号の番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに報告第2号の番号1番につきまして、御承知おきください。

続きまして、番号5番ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、番号5番について、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は13、14ページに示しております。

取得する農地2筆は水稻、もう2筆は野菜を作る予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(復席)

○議長 それでは、番号6番、番号7番、番号8番について、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は15、16ページに示しています。

利用計画としまして、15ページは果樹、野菜、16ページは水稻を計画しております。

農機具は、草刈機を所有し、耕運機は購入予定です。その他全て作業委託を計画しています。併せて、15ページの拠点の住宅も購入する予定でございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は17ページに示しております。

取得する農地では、水稻を作る予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は18ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は果樹と野菜で、農機具はトラクターと草刈機を所有しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号9番～番号13番、報告第1号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号9番と番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号9番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は19ページに示しています。

利用計画は、水稻です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号10番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は20と21ページに示しています。

利用計画は、水稻です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号11番と番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号11番は、農地を売買により取得し、農業を開始したいというもので、図面は22、23ページに示しています。

耕運機を所有しており、コンバイン、トラクター、田植機等はリース予定で、利用計画は水稻の予定です。

住所は市外となっておりますが、この申請の許可後22ページの拠点の住居を購入予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号12番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は24ページに示しています。

利用計画は、水稻です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

併せて、農地の形状変更届を図面24、25ページに示しております。

届出者と所有者の間に土地の貸し借りの契約がされており、所有者の同意が得られ、地元等の同意もあり、地域委員会としては内容に問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号１３番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１３番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２６ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号９番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１０番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１０番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１１番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１２番並びに報告第１号の番号１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１２番は、許可すべきものと決定いたします。

報告第１号の番号１番につきまして、御承知おきください。

番号１３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１３番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号14番～番号21番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号14番と番号15番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号14番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は27ページに示しております。

計画作物は、野菜と果樹でございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号15番は、農地を無償譲渡によって取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は28ページに示しております。

計画作物は、一筆は黒大豆、もう一筆はしきみです。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号16番、番号17番、番号18番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号16番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は29、30ページに示しております。

30ページの図面の上、北方向の拠点と示してある所が現在空き家で、購入して農業に従事される予定でございます。

当面、果樹と一般野菜を栽培するため、軽トラック、耕運機、草刈機等を購入予定で、将来的にトラクター等耕作機械を購入し水稻もしたいと言われております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号17番は、売買により農地を取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は31ページに示しております。

利用計画は、一般野菜を栽培されるということです。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号18番は、農地を贈与によりまして取得され、経営規模を拡大したいというもので、図面は32ページに示しております。

利用計画は、果樹、柿、山椒を栽培される予定です。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号１９番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１９番は、親子間で農地を贈与により取得し、農業経営を開始したいというもので、地図は３３ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、山裾周辺は栗を植えられ、その外は自家野菜の予定です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号２０番、番号２１番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号２０番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３４、３５ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号２１番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３６ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１４番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 地図、畦畔のようなところに斜線がありますが、これは畑ですか。

○委員 畦畔みたいになっておりが、その部分に果樹を植えるのです。

○委員 畦畔に。

○委員 はい。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等、ございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１４番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１４番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１５番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

番号17番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

番号18番について、質問、意見等はありませんか。

○○委員。

○委員 確認で、図面の右側で果樹が植えてありますが、同一の方ですか。

○委員 一緒です。

○委員 それだけ確認です。

○委員 元々1つの角地として果樹を植えられていたのですが、地籍調査で違う方の土地があったということ。

○委員 分かりました。

○委員 この際、整理をしたいということです。

○議長 よろしいですか。

ほかに、質問、意見等ありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

番号19番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。

番号20番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

番号21番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２１番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号２２番～番号３３番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２２番から番号２９番は、譲受人が同一であるため、議席番号○番の○○がまとめて説明させていただきます。

番号２２番から番号２９番は、農地を売買によって取得し、栗を栽培し、経営を拡大したいというものです。図面は３７ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号３０番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号３０番は、農地を売買によって取得し、経営を拡大したいというものです。

利用計画は栗です。図面は３８ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号３１番、番号３２番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号３１番は、農地を譲渡により取得し、農業経営を開始したいというもので、地図は３９ページです。

この土地は、譲受人の妻の実家で、夫が通って耕作するものです。畑と水稻です。畑は拠点に耕運機があります。

水稻の方は、現在作っている方に当分の間委託し、道具や機械が揃い次第水稻を始めたいということです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号３２番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は４０ページです。

現在も譲受人が耕作しており、引き続き水稻を栽培する予定です。

地域委員会としては、農地法第３条第２項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

よろしくお願いします。

○委員 番号３３番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号３３番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は４１ページに示しております。

譲受人は、市内の他地域から転居するに当たり、当該農地東の拠点である住居も購入し、野

菜や果樹を作付されるとのことでございます。

前の住居地でも農業をされており、トラクター１台と草刈機１台を所有されております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２３番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２４番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２４番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２５番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２６番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２６番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２７番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２７番は、許可すべきものと決定いたします。
番号２８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号２８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２８番は、許可すべきものと決定いたします。
番号２９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号２９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２９番は、許可すべきものと決定いたします。
番号３０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号３０番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３０番は、許可すべきものと決定いたします。
番号３１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号３１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３１番は、許可すべきものと決定いたします。
番号３２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号３２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３２番は、許可すべきものと決定いたします。
番号３３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号３３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３３番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号2番、番号3番、番号5番、番号6番 ～

○議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、売買により一般住宅・露天駐車場・庭として利用するための申請です。図面は9ページに示しています。

申請地の農地区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の地域にあって、かつ概ね500メートル以内に教育施設と医療施設が存在するため、第3種農地と判断され则认为ます。隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いづれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続きまして、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、売買により貸家住宅・露天駐車場として利用するための申請です。図面は46、47ページに示しています。

申請地の農地区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道にあり、かつ近距離に医療施設が2か所あるため、第3種農地と判断され则认为ます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いづれも申請内容に問題ないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号5番、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番、番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番、番号6番は、売買により農地を取得し、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は50ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める住宅面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 番号5番、番号6番は、併議という扱いでさせていただきます。

大規模案件で、事前に三役及び氷上地域委員長で現地確認を実施しております。

それでは、氷上地域委員長より報告をお願いいたします。

○委員 4月22日に三役と現地を確認しました。説明がありましたように、現地は第3種農地として判断をしております。

近隣には、太陽光発電設備が多数あり、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

○議長 氷上委員長からの確認報告が終わりました。

番号5番、番号6番について、質問、意見等はありませんか。

丹波市太陽光条例と地元の方との調整や、協定書等はどうなっておりますか。

○委員 同意は得られております。今のところ、協定書は提出されておりませんが、地元の同意書があり、説明会等は実施されております。

○議長 されている。

○委員 されております。

○委員 現地で聞いたのですが、草刈り等の管理は全て、太陽光発電設備設置業者がやると確認しています。年に何回かは。

○委員 3回。

○委員 3回とのこと。

○議長 ほかに質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番、番号6番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号５番、番号６番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第３号 番号１番～番号１０番 ～

○議長 議案第３号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第３号、番号１番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５４ページに示しています。

４月１６日に確認したところ、現地は露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響はないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、１筆は平成２年頃から、もう１筆は平成１０年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第３号、番号２番～番号５番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号２番は、地目変更のための非農地証明です。図面は５５ページに示しています。

４月１５日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成１０年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

続きまして、番号３番を、議席番号３番の〇〇が説明します。

番号３番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５６ページに示しています。

４月１５日に確認したところ、現地は倉庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成9年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号4番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は57ページに示しています。

4月15日に確認したところ、現地は住宅跡地となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の現状から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

農地でなくなった時期は、大正14年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は58ページに示しております。

4月15日に現地を確認したところ、1筆は住宅、もう1筆は庭となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和50年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題がないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

図面では街の中のような感じで、山林というのは違和感があるんですが、その辺りを地域委員会でもう一度説明していただいてよろしいか。

○委員 とにかく木が生い茂ってしまして。グーグルマップで見えていただいたら。

○委員 街中に1個だけ山林というのは、ニュアンスがおかしい、誰が見たって。山林なら山裾。現実として、山裾が山林化になっているなら。これ住宅地の中に山林があるのは、ニュアンスとして何かおかしくないか。法務局も何か言って来るのではないか。

○委員 おっしゃるとおりで、現地確認でも色々ありました。しかし、現地は本当に30年間でこんな大きくなるかと思うような木も沢山生えておりました。山林というか雑種地というかわかりませんが、現況は山林と地域委員会として統一しております。

○議長 ちなみにどのぐらいの太さの木が生えていますか。

○委員 手を囲った位。

○議長 ほかに質問、意見等、ございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようでしたら、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 確認で、農地でなくなった時期が大正14年って相当前。何か書類はあるのですか。宅地なので。

○議長 昔、何か知っていたかどうか。

○委員 なくなった時期が大正は、誰か証明が出来るのかと思っただけで。

○委員 願出者から100年位前から家が建っていた。大体これ位の時期とお聞きしております。

○委員 100年位前に建てたのなら、50年程で家が無くなれば昭和何年とかになるのではと思うのですが。間違いないと思うのでいいです。ただ、証明はどうするのかと思っただけです。

○議長 大正14年位に家が建って、それが潰れたと。農業委員会としては、これが農地か農地でないかの事で、非農地という判断。

○委員 農地じゃないというのは分かります。

○議長 過去に登記がなかった。このまま畑のままでということ。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号6番、番号7番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇の〇〇が説明いたします。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は59ページに示しています。

4月15日に確認したところ、現地は露天駐車場になっており、農地への復旧が困難で、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和30年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、

平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

よろしくお願いします。

○委員 番号7番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は60ページに示しています。

4月15日に確認したところ、現地は山林になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和61年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号8番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は61ページに示しております。

4月16日春日地域委員会にて確認したところ、現地は露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和60年頃で、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員としましては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 8 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 8 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号、番号 9 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 9 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 9 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 6 2 ページに示しております。

4 月 1 4 日に確認したところ、現地は共同畜舎となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和 5 6 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 3 1 年 3 月 2 9 日付け、非農地判断についての 3 の (2) のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題がないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 9 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 9 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 9 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号、番号 1 0 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 0 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 1 0 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 6 3 ページに示しております。

4 月 1 4 日に確認したところ、現地は住宅・物置・車庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地としても特に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和 4 5 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 3 1 年 3 月 2 9 日付け、非農地判断についての 3 の (2) のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 1 0 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 0 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号１０番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
ここで一旦休憩します。

(休憩)

(再開)

～ 議案第４号 ～

○議長 それでは、会議を再開します。

議案第４号、農用地利用集積等促進計画に係る意見について、別冊を御覧ください。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第４号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から確認報告でございます。

まず、柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１番から番号８番まで、４月１６日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することと異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

続きまして、氷上地域ですが、農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号９番から番号４１番まで、４月１５日の氷上地域委員会におきまして、確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号１８番から番号２１番は、地元の稲畑で農機具等を確保し、ねぎの栽培をする予定となっております。従来からこの集落で耕作されています。

それから、番号３４番の方は高齢ですが、以前から耕作しており、これまでどおり耕作をするということでの利用権を設定するものでございます。

番号２７番の方につきましても、地元の実家があり、殆ど土日はお帰りになって耕作しているものでございます。

○議長 質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

復席をお願いします。

（該当委員復席）

○議長 青垣地域ですが、農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

（該当委員退席）

○議長 それでは、青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号４２番から番号５９番について、４月１５日の青垣地域委員会において確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号５３番の乙者は、青垣地域の拠点で農作業に従事されているとお聞きしております。以上です。

○議長 質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、青垣地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

復席をお願いします。

（該当委員復席）

○議長 続きまして、春日地域におきましても、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号60番から番号87番まで、4月16日の春日地域委員会で確認しました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号73番、番号77番、番号78番の方は高齢ですが、今まで通り水稻を作られるという事を聞いておりますので報告いたします。

以上でございます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見がないようですので、採決をとります。

春日地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定すること、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号88番から番号99番まで、4月14日の山南地域委員会におきまして、確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 続きまして、市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号100番から番号114番まで、4月14日の地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

番号107番の方は市外に住居を持っておられ、通いで耕作されます。また、市島地域で古い牛舎を借りて機械はそこに置いているということです。以前は青垣地域で農地を借りて、耕作していたと聞いております。

また、高齢の方が3人程おられますが、意欲的に営農に取り組んでおられると聞いておりま

す。よろしくお願いします。

○議長 山南、市島地域の確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南、市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南、市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から補足することはございますか。

○委員 議席番号〇番の〇〇が補足します。

届出者は市外の方ですが、従事されている方は市内に居住されています。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思います。

始末書が出ておりますので、読み上げます。

今回、2筆について弊社が農業用施設として一部を転用するために、2アール未満の届を提出します。本来農地の転用は事前に届を提出してから行うものですが、その手続が必要なことを知らなかったため、農地の一部に無断で事務所兼休憩所と農機具倉庫、農業用資材置場を、令和3年頃に弊社が設置しました。今後は、農地法を遵守し今回のような転用計画をする際には、必要な手続等について十分確認しながら行いますので、ご受理いただきますよう、よろしくお願いします。ということです。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問等は、ございますか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号の番号2番につきまして、御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。何か補足することはございますか。

○委員 特にございません。

○議長 質問等は、ございますか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号、公共工事の届出について、御承知おきください。

～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、農業経営改善計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

質問等は、ございますか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、農業経営改善計画の認定について、御承知おきください。

本日予定しておりました議事につきましては、以上でございます。

何か質問、意見等ありましたら。

ないようですので、事務局。

○事務局 (事務連絡)

○議長 何か質問はないですか。大丈夫ですか。

去年ぐらいから盛土規制法の施行にあたり、その手続きが進んでないとか、いろんなことがあるようですので、副本が手元に届いたときは、申請書を見ていただいて、そういう関係法令があるかな、と申請者または代理人に関係法令大丈夫ですか、という確認をしていただきたいのと、地域委員会で審議されるときに、4条5条について、より丁寧に確認を進めていただくようお願いしたいということですので、よろしくお願いします。

ほか、特にございませんか。

ないようでしたら、本日の会議はこれで終わりたいと思います。

これから、私も明日から田植えですが、そういう時期になりますので、会長が言われましたように、怪我等ないように、無事に田植えを進めたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、本日も御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和8年4月27日

議 長 

議事録署名委員（11番委員） 

議事録署名委員（12番委員） 